



# 浜崎太郎の第3回福岡市議会(定例会)での質問内容

詳しくは浜崎太郎のホームページで動画をご覧ください。<https://hamasakitaro.com/> 視聴方法は下方に記載しています。

**浜崎太郎の質問内容** 福岡市空家等の適切な管理に関する条例の効果について【第3回福岡市議会(定例会)／平成30年6月14日に質問】

**Q** 平成26年に総務省が発表した平成25年住宅・土地統計調査結果によりますと、全国の総住宅数は6,063万戸あり、そのうち空き家戸数は820万戸、空き家率は13.5%と過去最高になっています。福岡県は32万戸、12.7%となっています。2015年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されましたが、適正な管理が行われず放置され、社会的に問題となっている空家等とはどのようなものなのか、また、昨年4月に議員提案により全面改正した福岡市空家等の適切な管理に関する条例が施行されました。その中で特定空家等とはどのような考え方で危険度などを判断しているのかについてお尋ねします。

**A 住宅都市局長** 福岡市の総住宅数は約85万4,000戸であり、そのうち空き家は約10万4,500戸で空き家率は12.2%となっております。近年の地域における人口減少や既存住宅、建築物の老朽化、社会的ニーズの変化等が空き家の要因であるとされておりまして、福岡市にも同様のことが当てはまるのではないかと考えております。また、適正な管理が行われず放置されている空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項において特定空家等が定められておりまして、これは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態等にあるものとされております。特定空家等の危険度の判定につきましては、福岡市空家等の適切な管理に関する条例施行規則の第4条の定めにより、家屋の崩落、崩壊、著しい建築物の傾き、構造材の腐食や老朽の状態が著しい状態にあるなど、危険度や衛生上有害となるおそれのある状態などをおのので判定し、ランクづけを行っております。



**Q** 私の地元の銀天町商店街の南側の入り口側に何年も前から今にも崩れそうな空き店舗があります。ここは数件の店舗が連なった集合店舗ですが、現在一番左端の店舗だけが営業を行っています。ほかは空きとなっています。この建物の裏側をのぞくと、軽い地震で崩壊してしまうと感じるぐらいです。こういう状態の横を車が通っています。以前、店の軒先の構造物が落下して、博多区役所のカラーコーンも置かれていました。とても危険な状態です。近くには保育園もあり、前の歩道を歩く親子もよく目にします。条例第8条に、市長は、「他人の生命、身体又は財産に被害を生じさせる危険を防止するために緊急の必要がある場合において、所有者等を確知することができないときその他特別の事情があるときは、その危険の防止のために必要最小限の措置を講ずることができる」とあります。そこで、この銀天町商店街における物件はこれに当てはまらないのか、お尋ねいたします。

**A 住宅都市局長** 議員御指摘の一部で営業がなされている集合店舗についてございますが、長屋や共同住宅などにおいて、その一部が利用されているものにつきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の空家等には当たらないものとされております。したがいまして、空家等の適切な管理に関する条例第8条における緊急的危険防止措置は適用されないものと考えております。適切な管理が行われていない空き家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を与えることがないように、適切に対策に取り組んでいくことは、放置空き家等が増加している今日、重要性を増していると考えております。このため、空家等対策の推進に関する特別措置法や空家等の適切な管理に関する条例に基づきまして、所有者等への指導助言や特定空家等に対する必要な措置を適切に行なうなど安全、安心なまちづくりにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**浜崎太郎の要望** 市民の安全はどのような状況であれ、最優先されるべきです。しかし、いかなる建物にも所有権があります。難しい状況です。よく、近くの保育園に通う園児と保護者が側を通園しているところを目にします。地震などで横を歩行している人が被害を受ける事が無いように対処していきます。

**浜崎太郎の質問内容** 介護人材確保への福岡市のかかわりについて【第3回福岡市議会(定例会)／平成30年6月14日に質問】

**Q** 厚生労働省は、2025年度末に介護職員が34万人不足すると発表しました。これからさらに少子・高齢化が進んでいく中、介護業界は職員の確保にとても苦労しています。ほとんどの施設は民間施設であり、大阪府の介護の有効求人倍率は5倍を超えていたりとあります。1人の介護職員を5社で取り合うということです。将来の介護職員の人手不足を解消するために、若年層への働きかけとして、小中学校への広報や元気な高齢者、子育て中の女性、他業界からの転職者の呼び込みを図っているようです。さらにアジアの優秀な人材が活躍できるよう、在留資格介護による外国人留学受け入れガイドラインまで独自に作成をしています。では、福岡市は今、介護人材に関する施策は何かあるのでしょうか、お尋ねします。

**A 保健福祉局長** 介護人材に関する施策につきましては、介護人材の就労及び定着に向けた支援や事業所向けの研修等を行っており、福岡市といたしましても、介護人材の不足は喫緊の課題と考えております。若い世代への取り組みにつきましては、認知症への理解を深めるための啓発活動のほか、福岡市社会福祉協議会を通じて小中学校向けに出前講座や教材の貸し出し等を行っております。小中学生など若い世代への福祉教育は重要であると考えておりますので、今後、教育委員会と連携しながら、必要な取り組みを検討してまいります。また、外国人が日本で介護職として働く方法といたしましては、現時点で大きく分けて3つあります。1つ目は、EPA、経済連携協定により、おおむね4年をめどに研修として就労する方法で、2国間の協定に基づくため、日本が協定を結んだ特定国であるベトナム、インドネシア、フィリピンからの受け入れに限定されます。なお、介護福祉士国家試験に合格すれば、無期限で在留可能となります。2つ目は、留学生として入国し、学生として介護福祉士養成施設に通いながら、実習あるいはアルバイトとして就労する方法です。こちらも介護福祉士国家試験に合格すれば、無期限で在留可能となります。3つ目は、外国人技能実習制度により日本語能力を向上させながら、実習として就労する方法でございます。外国人技能実習制度は、開発途上国等への技術移転を目的とした制度であるため、技術習得後は帰国することが前提となっており、現状では最長5年まで在留可能です。

**A 教育長** 小中学校におきましては、福祉体験として、総合的な学習の時間などで車椅子体験やアイマスク体験、高齢者疑似体験などを実施いたしております。小中学生の段階から福祉に関する教育を行うことは、介護など高齢者とのかかわり方を学んだり、職業としての介護について理解する上で大切なことであると認識しており、今後も取り組みを継続してまいります。

## 【動画の視聴方法】

浜崎太郎のホームページ

<https://hamasakitaro.com/>

浜崎太郎

検索

にアクセスしてください。



トップページにある  
「市議会質問動画」  
をクリック。



過去に質問した動画から  
最新の質問動画があります。  
視聴したい動画をクリック。  
スマートでも視聴可能です。  
※視聴には通信料がかかります。

## 浜崎太郎の質問内容 観光・MICEについて【第3回福岡市議会(定例会)／平成30年6月14日に質問】

**Q** 訪日外国人旅行者数について、国は、2020年に4,000万人、2030年には6,000万人の目標を掲げております。古来よりアジアとの交流の窓口であった福岡市にとっても、観光・MICEによる交流人口の増大は、市のさらなる発展に不可欠であると考えます。そこで、福岡市の観光・MICEの現状についてお尋ねします。また、福岡市への入り込み観光客数、入り込み観光客に占める宿泊客数、福岡市内における国際会議の開催件数、福岡空港及び博多港からの外国人入国者数、あわせて市内におけるホテルの稼働率について、福岡観光・集客戦略策定前と現在を比較するどくなっているのか、お尋ねいたします。

**A 経済観光文化局長** 観光・MICEの現状につきましては、福岡観光・集客戦略の策定前である平成24年と比べますと、平成28年の入り込み観光客数は約18%増の2,050万人、平成28年の入り込み観光客に占める宿泊客数は39%増の727万人、平成28年の国際会議開催件数は約52%増の383件、平成29年の外国人入国者数は約265%増の298万3,000人、最後に平成29年のホテルの客室稼働率は11ポイント増の84%となっております。

**Q** 平成30年6月15日に住宅宿泊事業法の施行及び旅館業法の改正が行われますが、福岡市において民泊に供されている施設数はどれくらいあり、そのうち、現在旅館業法の許可を受けるなど適正に民泊を営んでいる施設はどのくらいあるのでしょうか。あわせて、今回の法施行に当たっての福岡市の取り組みと今後の課題についてお尋ねいたします。

**A 保健福祉局長** 民泊に供されている施設につきましては、住宅宿泊事業法施行前に詳細な実態を把握することは困難でございますが、アメリカの大手民泊仲介サイトに掲載されている施設数を集計しているサイトによりますと、福岡市内の掲載施設件数は、平成30年6月8日時点で773件となっており、過去2,000件を超えていた掲載施設件数は大幅に減少しています。次に、旅館業許可を取得するなど適正に民泊を営業している施設につきましては、平成28年12月に改正施行した福岡市旅館業法施行条例により新たな施設基準によって許可を取得した簡易宿所は、平成30年6月8日時点で156件、409室となっております。また、新たに施行される住宅宿泊事業法に基づき届け出を提出している民泊施設数は、平成30年6月8日時点で99件となっており、許可取得等を行っている適正な民泊施設は計500室を超え、増加傾向にございます。次に、住宅宿泊事業法及び改正された旅館業法の施行に向けた福岡市の取り組みとしましては、博多区及び中央区の環境衛生監視員を1名ずつ増員し、関係機関と連絡会議を開催するなど宿泊施設の監視指導体制の充実を図っています。また、市民、事業者への法制度の周知として、市政だより、リーフレットなどを活用した広報に取り組んでいます。今後の民泊に関する課題としましては、住宅宿泊事業法の趣旨である健全な民泊の推進の着実な実施と考えております。課題解決に向けて、違法民泊に対し、引き続き法令遵守の徹底を図ってまいります。

## 浜崎太郎の質問内容 障がいの重い子どもの保育について【第3回福岡市議会(定例会)／平成30年6月14日に質問】

**Q** 近年の少子化に対して、我々市民は生まれてくる子どもたち一人一人を大切に育てていかなければないと私は思っています。その子どもたちの中には、障がいを持って生まれてくることもあります。障がいを持つということは、市民どなたにでもあります。私の場合を考えると、娘がおりますが、将来結婚し、子ども、私の孫になりますが、障がいを持って生まれることもあり得ます。何度も言いますが、市民全ての方が障がいと関係することは当然なんです。ですから、我々はたとえ障がいを持ったとしても、安心して生活できる社会をつくり出していかなければならないと強く感じています。そんな中、近年、働く女性の力も重要視され、これから経済発展に必要不可欠であることから、保育に関して安心して全ての子どもを預けられる社会づくりがとても大切です。そこで、現在、福岡市において、小学校就学前の障がい児が利用できる施設についてどのような状況なのか、お尋ねいたします。

**A こども未来局長** 小学校就学前の障がい児が利用できる施設につきましては、まず、通所により障がい児への日常生活の動作指導や知識、技能の付与、集団生活への適応訓練等の専門的な療育を行う児童発達支援センターが分園を含めまして13カ所あり、定員合計は500人となっております。主として重度の知的障がいと重度の肢体不自由の重複障がい児を受け入れ、専門的な機能訓練等を行う児童発達支援事業所が2カ所あり、定員合計は10人となっております。保育を提供する施設につきましては、全ての保育施設等で障がい児保育を実施することとしており、平成30年4月1日時点で386施設中168施設で411人の障がい児を受け入れております。幼稚園につきましては、平成29年5月1日基準日の数字となりますが、126園中89園で454人の障がい児を受け入れております。

**Q** 福岡市においては、親が就労している場合の療育についてどのような状況にあるのか、また、療育を受けながら保育所などに通うこともできますが、特に障がい重い子どもについては対応ができない部分もあります。保護者の就労と療育の両立を進める上では保育環境の確保が重要と考えますが、福岡市が実施している障がい児保育制度の目的、そして、入所するまでの手順はどのようにになっているのか、お尋ねいたします。

**A こども未来局長** 福岡市では、市内3カ所の療育センター等において、障がいの疑いのある段階から保護者の相談に応じるとともに、医学的診断に基づき、障がいの程度やその特性に応じた療育内容を提供しています。保護者が就労している場合は保育施設等を利用することになりますが、その場合においても、専門的な療育を提供することは必要であることから、療育センター等の保育士や理学療法士などが障がいのある子どもが通う保育施設等を訪問し、専門的見地から職員に指導、助言等を行う訪問支援事業を実施とともに、療育センター等での外来による診療や、平成28年度からは児童発達支援センターの分園における並行通園を行っているところです。次に、障がい児保育制度は、障がいや発達のおくれがある子どもと他の子どもが集団の中で一緒に生き生きと生活し、ともに育ち合い、豊かな人生を培うことを目的としております。手続につきましては、まず、制度に申し込むかを保育施設等が保護者と話し合い、その中で状況に応じて申し込みを勧めております。制度への申し込みがありましたら、障がいの程度に応じた保育が受けられるように、療育機関での診察や検査を経て、学識経験者等で構成する福岡市障がい児保育指導委員会において、食事や排せつなどの生活習慣、言語や運動の発達状況、病気の状況などについて協議され、市はその協議結果を踏まえて、障がいやかかわりの程度を判定いたします。その後、通常の利用調整を経て入所が決定しますが、入所後は障がいの程度に応じた保育が提供できるよう保育施設等に対して支援や助成を行っております。

**Q** 福岡市は障がい児を受け入れている保育施設等に対してどのような支援や助成を行っているのか、また、平成30年度、障がい児保育の入所申し込み状況、障がいやかかわりの程度について判定を行っていますが、判定結果について程度ごとの内訳をお尋ねいたします。

**A こども未来局長** 障がい児保育を実施している保育施設等に対しては、適切な保育ができる体制をとるため、障がいの程度に応じて保育士の加配に係る雇用費の助成を行っております。また、療育等に関する業務を委託している社会福祉事業団の保育士が保育施設等を訪問し、障がい児へのかかわり方などの助言や指導を行ふとともに、障がい児や保護者への支援のあり方などについて研修を実施しております。次に、平成30年度の障がい児保育の申し込みにつきましては、年度当初時点で453人の申し込みがございます。このうち、通常の保育での対応が可能なため、障がい児保育の対象外となった子どもや市外へ転居した子どもなどを除く438人のうち、保育施設等への入所が411人、入所保留や療育施設等の利用が27人となっています。

平成30年度当初の入所に係る判定結果でございますが、判定は5段階としており、通常の保育の中で対応が可能なため、障がい児保育としては対象外となった子どもが11人、日常生活、集団活動において個別の配慮や介助をどれだけ必要とするかの判定が、軽度が283人、中度が125人、中度より重いが27人、障がいの程度など子どもの状況から常時1対1の対応を要する集団保育困難が7人となっています。集団保育困難と判定された子どもについては、保護者と保育施設等が主治医や療育機関の意見を踏まえて協議を行い、受け入れ体制が整い、安全な保育が実施できると判断した場合は保育施設等で受け入れを行っております。平成30年度当初時点では、集団保育困難と判定された子ども7人のうち、3人が保育施設等を利用しております。

**浜崎太郎の要望** 集団保育困難と判断された、重度の障がいを持つ子は、保育園に通えていません。当然親も働く事ができていません。そんな家族が福岡市内に4家族おられます。160万人を超える元気な福岡市で、障がいに関する環境は随分改善されてきたと感じますが、まだまだです。元障がい者施設の施設長として尽力していきます。